

議 長 日程第3「議案第41号松田町特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例及び松田町証人等の実費弁償に関する条例の一部を改正する条例」について、担当課長の細部説明を求めます。

参事兼総務課長 それでは、御説明申し上げます。この条例、松田町特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例及び松田町証人等の実費弁償に関する条例の一部を改正する条例ということで2つの条例、一部改正を、今、1つの改正条例として御提案するものでございます。第1条が、特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正。第2条が、証人等の実費弁償に関する条例の一部改正ということでございます。本文のほうを読ませていただいて御説明にかえさせていただきます。

第1条、松田町特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を次のように改正する。第1条に次の1号を加える。40項として、農業委員会委員候補者選考委員会委員。これは、ただいま御議決賜りました農業委員会委員候補者選考委員についての報酬部分をここで加えるものでございます。同じく別表第2、松田町子ども・子育て会議の項の次に次のように加えるということで、別表第2に同じく候補者選考委員会の委員長・委員の報酬額をそれぞれ3時間以内4,700円、3時間超え9,400円、委員の場合で3時間以内4,400円、3時間超えが8,800円ということで加えさせていただくものでございます。

続きまして、第2条でございますが、これはいわゆる上位法が改正されたことに伴う条ずれといわれるもので、条の内容については変わりませんが、それが、29条が35条になったということで、それにかかわる改正でございます。松田町証人等の実費弁償に関する条例の一部を次のように改正する。第1条中「第29条」を「第35条」に改める。第2条第1項第5号中「第29条」を「第35条」に改めるというもので、ちなみに、この第35条第1項といたしますが、農業委員会はその所掌事務を遂行するために必要があるときは、農地等の所有者、農業者、その他の関係者に対しその出頭を求め、もしくは必要な報告を徴しまたは委員、推進委員もしくは職員に農地等に立ち入らせて必要な調査をさせることができるということ。4項のほうは、第1項の規定による農業委員会の求

めにより出頭した者に対しては、条例の定めるところにより旅費を支給しなければならないという事で、この実費弁償の部分に書き加えたものでございます。

附則。この条例は、公布の日から施行する。

説明は以上でございます。よろしく御審議のほどお願いいたします。

議

長 担当課長の細部説明が終わりました。これより質疑に入ります。

(「なし」の声あり)

質疑なしとのお声ですが、質疑はございませんか。

(「なし」の声あり)

質疑なしと認めます。討論に入ります。

(「省略」の声あり)

討論省略とのお声ですが、討論を省略して採決を行って御異議ございませんか。

(「異議なし」の声多数)

異議なしと認めます。討論を省略し、採決を行います。日程第3「議案第41号松田町特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例及び松田町証人等の実費弁償に関する条例の一部を改正する条例」について、原案のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

起立全員であります。よって、本案は原案のとおり可決されました。